

「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進についてお願いするものです。

事務連絡
令和7年5月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進について

「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進について、別紙のとおりお知らせします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、文部科学大臣所轄各学校法人担当課におかれましては、その設置する学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれてはその設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校への一律周知以外にも、例えば、他案件とまとめた周知の実施や教育委員会主催の教員研修の場での配布等、貴課において必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係
TEL：03-5253-4111（内線 2918）

「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進について

思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒の健やかな成長の観点から重要であり、月経に関する悩みに対しては、学校保健関係者が、個々の発達や関心のレベルに合わせて指導するなど、産婦人科医への相談も含め対応している状況にあります。

このような中、月経随伴症状等の女性の健康については、児童生徒をはじめ、誰もが分かりやすい情報の充実、月経など体の悩みを気兼ねなく産婦人科医等に相談できる環境の整備、学校関係者の理解の促進等が求められています。

そこで、児童生徒や学校関係者が、月経の仕組み、月経に関連する諸症状、その対応等を正しく理解できる冊子を、公益財団法人日本学校保健会を通じて作成しました。

この冊子は、主に中学生・高校生を対象としています。様々な場面で本冊子を活用し、児童生徒が月経に関する正しい知識を身に付け、症状や対処方法を理解し、適切な行動がとれるよう取組をお願いします。

また、以下のWEBサイトにも掲載している「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」（令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において、児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について適切に対応いただくようお願いしているところですが、改めて当該事務連絡も参考にさせていただくようお願いします。

（文部科学省 WEB サイト）

○女性の健康

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/mext_02466.html

- ・月経の正しい理解とその対応
- ・「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」（令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

